



諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要「英国」：追補資料 英国における 2016 年からの新たな質保証制度について（概要）

2017.3.10 | 評価事業部国際課

2017 年 3 月: 2015 年 2 月に当機構が刊行した「諸外国の高等教育質保証システムの概要 英国 第 2 版 (2015 年版)」の P.37～P.39 「4. 外部質保証の枠組み」について、その後の動向をまとめた本概要を公開しました。

I. 新たな質保証制度について

1. 高等教育レビューの廃止

2013 年より、英国高等教育質保証機関(QAA)は、学位授与機関あるいは学位授与機関から権限を委任された機関に対し、英国で期待されている学術水準を満たしているか等を評価するため、原則 6 年に 1 度実施する第三者評価「高等教育レビュー(Higher Education Review: HER)」¹を実施していた。そして、2016 年、これに代わりイングランド高等教育財政カウンシル(HEFCE)、北アイルランド経済省(DfENI)が中心となって、各受審機関の設置状況・年数や現状の質により 3 段階に評価方法が異なり、なおかつ既存のデータを収集・分析・活用して評価することで受審機関の負担の少ないリスクベース・アプローチを採用する新たな質保証制度(revised operating model for quality assessment)をイングランド及び北アイルランドにおいて、試行的に導入した。

なお、新たな質保証制度においては今後、ウェールズ及びスコットランドにおいても段階的に導入される予定である。

2-1. 新たな質保証制度の概要

新たな質保証制度においては、高等教育機関をその成熟度により、①高等教育機関としての認証(verification)が必要とされる段階、②発展段階(developmental period)及び③基礎的要件が具備された段階(established)の 3 つの段階(表 1 参照)に分類し、各段階に応じて異なる評価が実施される。新規に機関が高等教育セクターに参入を希望する場合には、「①高等教育機関としての認証」(次表①)を受審し、その 4 年後に「②発展段階にある機関への評価」(次表②)を受審する必要がある。既存の高等教育機関(新規に高等教育機関としての認証された機関等を除く)については、「①高等教育機関としての認証」及び「②発展段階にある機関への評価」の受審は不要であり、「③基礎的要件が具備された段階にある機関への評価」(次表 ③)を受審することになる。③の基礎的要件が具備された段階にあるとされた高等教育機関においては、基礎的要件に係る第三者評価の受審が不要となる。

¹ ウェールズにおいて「高等教育レビュー(ウェールズ版)」(Higher Education Review: HER: Wales)、スコットランドにおいて「向上型機関別レビュー」(Enhancement-led Institutional Review: ELIR)とそれぞれ呼ばれる、定期的な第三者評価が実施されてきたところである。なお、QAA は今後、代替プロバイダーに対し、「高等教育レビュー(代替プロバイダー)」(Higher Education Review Alternative Provider)を実施するとしている。



しかしながら、③の基礎的要件が具備された段階にある高等教育機関においても、各評価の結果、水準を満たしていないと判断された場合、②の発展段階への格下げあるいは高等教育機関としての登録抹消等の措置が講じられることがある。

高等教育機関の質に懸念が生じた場合、速やかに HEFCE は調査・介入を行うほか、各高等教育財政支援カウンスルより委託を受けた QAA が訪問調査等を実施することとしている。

表 1. 2016 年からの新たな質保証制度における主な評価について（イングランド）

	高等教育機関に係る評価枠組(質に係る評価のみ)		
	①高等教育機関としての認証 (verification)	②発展段階(developmental period) にある機関への評価	③基礎的要件が具備された段階 (established)にある機関への評価
対象機関	新規に高等教育セクターへの参入を目指す機関	新規に高等教育機関として認証された機関	既存の高等教育機関
レビューの概要及び目的	質における基礎的要件に係る訪問調査(Quality Review Visit): 高等教育機関として認証されるために必要な質に係る基礎的要件に関する審査	(1)年次プロバイダーレビュー(Annual Provider Review: APR): 受審機関の主要データ、学生の意見等、年次報告の収集・分析・活用。 (2)質における基礎的要件に係る訪問調査(再訪問): 高等教育機関として認証されるために必要な質の基礎的要件に関する審査	(1)内部評価プロセスの認証: 学生の学習成果向上等に係る各高等教育機関の内部評価プロセスの認証(verification Process)。 (2)年次プロバイダーレビュー: 受審機関の主要データ、学生の意見等、年次報告の収集・分析・活用。 (3)HEFCE 質保証レビュー(HEFCE Assurance Review: HAR): 受審機関の統治機構(government body)の評価のための簡易訪問
受審時期	高等教育セクターへの参入のための審査時	(1)毎年受審 (2)「発展段階」にある機関として認証されてから4年後に受審	(1)初回のみ (2)毎年 (3)5年毎
レビューの実施主体	QAA	(1)HEFCE (2)QAA	(1)QAA (2)HEFCE (3)HEFCE
判定	QAA が、 3段階 で判定。それを踏まえて HEFCE が、認証の可否について判定。	(1)HEFCE が 4段階 で判定。 (2) QAA が、 3段階 で判定。それを踏まえて HEFCE が、認証の可否について判定。	(1) QAA の評価結果を踏まえ、HEFCE が認証。 (2) HEFCE が 4段階 で判定。 (3)HEFCE が、統治機構の管理・運営等の妥当性を判定

出典：

- ・ イングランド高等教育財政カウンスル（2016） *Revised operating model for quality assessment*
- ・ 大学評価・学位授与機構（2015） *諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要（英国）（第2版）*



2-2. 年次プロバイダーレビュー

年次プロバイダーレビュー(Annual Provider Review: APR)は、新たな質保証制度において基本となるものである。HEFCE 等の高等教育財政カウンスルは、これまで自らが財政支援を行う高等教育機関の統治機構(governing body)に対し、財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに関する状況について毎年報告を受けていた。年次プロバイダーレビューは、このような機関から HEFCE 等へ提出された年次報告のほか、他機関が収集した受審機関に係る既存のデータ等も最大限に活用し、質保証活動を効率よく統合して、受審機関より新たなデータや資料の提出を求めずしてレビューを行う受審機関の負担を軽減する仕組みとなっている。

対象

イングランド及び北アイルランドに位置する公的な助成を受けている高等教育機関で②の発展段階にある、あるいは③の基礎的要件を具備した機関が対象となる。

なお、直接的あるいは間接的に公的な助成を受けているイングランドに位置する継続教育カレッジあるいはシックス・フォームカレッジも対象となるが、教育省(DfE)に所管されている英国の代替プロバイダー(Alternative providers)²は、年次プロバイダーレビューの対象とはならず、これらの質保証は QAA が実施する。

評価プロセス

年次プロバイダーレビューは、毎年受審が義務付けられている。ただし受審に際し、高等教育機関は、新たな資料やデータの提出は求められない。

HEFCE の評価チームは、まず受審機関の質に係るデータや指標等の情報をリスト化した APR ダッシュボード(別表 1 を参照)を準備し、それをを用いて各機関の懸念事項を特定する。

まず、評価チームは主に「財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメント」及び「質・基準」の 2 領域について、当該機関の状態を確認する(予備評価)。仮に予備評価において、年次プロバイダーレビューのマイナスの評価結果に結び付きそうな懸念事項が特定された場合は、当該機関に書面で通知し、意見聴取を行うことになる。これを受けて受審機関は、懸念事項に対し、HEFCE へ追加のデータ・資料を含む回答を書面で行う。

判定

年次プロバイダーレビューの判定は、①財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに係る判定及び②質・基準に係る判定の二つある。

(1) 財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに係る判定

評価チームは、受審機関から提出された財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに係る懸念事項に対する書面による回答を考慮し、「高いリスクがある」及び「高いリス

²学位授与機関と連携して高等教育プログラムを提供しているが、公的資金を受給していない機関。



クはない」の2つ判定より一つを選択する。

いずれの判定の場合にも、さらなる懸念事項や今後の行動計画等に関する評価チームによる見解が添えられることがある。

(2) 質・基準に係る判定

評価チームは、受審機関より提出のあった質及び基準に係る懸念事項に対する書面による回答を踏まえ、全ての受審機関を「予備評価の結果、懸念がある」、「予備評価の結果、懸念がない」のいずれかに分類する。

専門家によって構成された質委員会(Quality Committee)が、評価チームの行った分類及びその理由、各機関からの書面による回答及び APR ダッシュボードを踏まえ、以下の4段階で判定を行う。

「要件を満たしている」

当該機関は、引き続き次年度以降も年次プロバイダーレビューを受審する。

「条件付きで要件を満たしている」

直近の懸念事項に対する行動計画を策定した上で、当該機関は、引き続き、次年度以降も年次プロバイダーレビューを受審する。

「保留」

当該機関はまだ判定できない。

「要件を満たしていない」

当該機関は、「発展段階」に差し戻され、必要に応じて適切な時期及び4年後に専門家により構成された訪問調査が求められる。直近の懸念事項に対する行動計画を策定する必要がある。

判定の通知

年次プロバイダーレビューの結果を共有するため、各機関の会計担当者(accountable officer)及び統治機構の長に、既存の仕組みに則り、高等教育機関には「リスク評価通知書(risk assessment letter)」を、継続教育カレッジには「質評価通知書(quality assessment letter)」を、それぞれ書面で通知する。

本通知書には、財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに関するリスク状況についての判定が記載されているほか、質委員会の専門家により作成された質・基準に係る判定も記載される。さらには、改善点、行動計画及びさらなる監視要件が特定され、行動計画の実行を求められている機関には、HEFCE あるいは DfENI と機関合意した期日についても記載される。

なお、年次プロバイダーレビューにおける質・基準に係る評価結果は、HEFCE のウェブサイト上の「高等教育登録簿(the Register of higher education providers)」に掲載される。



ただし、財政の持続可能性、ガバナンス及びマネジメントに係る評価結果については公表されない。

質に懸念がある場合に実施される質における基礎的要件に係る訪問調査(Quality Review Visit)

質委員会が、質及び基準に関して受審機関に深刻な懸念事項がみられると判断した場合、HEFCE 及び DfENI の「不適合質スキーム(Unsatisfactory Quality Scheme)」のもと、懸念事項に対する詳細な調査を実施するため、QAA による質における基礎的要件に係る訪問調査を実施する(質における基礎的要件に係る訪問調査については 2-3 にて概説する)。

質委員会は、質・基準に関し、年次プロバイダーレビューの評価結果及び QAA の質における基礎的要件に係る訪問調査における見解の両方を考慮し、以下の 3 段階で判定を行う。

「要件を満たしている」

当該機関は、引き続き次年度以降も年次プロバイダーレビューを受審する。

「条件付きで要件を満たしている」

直近の懸念事項に対する行動計画を策定した上で、当該機関は、引き続き次年度以降も年次プロバイダーレビューを受審する。

「要件を満たしていない」

当該機関は、「発展段階」にある機関に差し戻され、必要に応じた適切な時期と 4 年後に専門家で構成される訪問チームによる評価調査が求められる。また、直近の懸念事項に対するアクションプランを策定する必要がある。

異議申立てプロセス

受審機関は、年次プロバイダーレビューの評価結果に対し、手続に不備がある場合に限り各機関は異議を申し立てることができる。

出典：

- イングランド高等教育財政カウンシル(2016) *Annual provider Review*

2-3. 質における基礎的要件に係る訪問調査について

新たな質保証制度において、主に高等教育機関の質に懸念が見られる場合及び新たに高等教育セクターに参入を希望する機関からの申請があった場合に、QAA による質における基礎的要件に係る訪問調査(Quality Review Visit)が実施される。

なお、質における基礎的要件に係る訪問調査は、従前の高等教育レビュー(HER)における訪問調査と比較して、在籍学生より選抜された学生代表が積極的に当該訪問調査に関与することが期待されているほか、学生自身により、当該機関の質保証プロセスに学生が関与



していることを示す資料を作成し、提出することが求められているなど、より学生を中心に据えた制度となっている。

目的

QAA は、HEFCE 及び DfENI の委託により、高等教育の質保証活動の一環として、質における基礎的要件に係る訪問調査を以下の目的で実施する。

- 新たに高等教育セクターに参入して公的資金の助成を希望する機関に対し、質保証における基礎的要件が満たされているかを厳格に審査。
- 新たに高等教育セクターに参入した機関の「発展段階（参入後 4 年間）」の終わりに、質保証における基礎的要件が満たされているかを再審査。
- 「基礎的要件が具備された」段階にあるものの、質に懸念が見られる機関に対し、質における基礎的要件が満たされているかを再審査。

審査対象

質における基礎的要件に係る訪問調査では、受審機関において学術基準が適切に設定され、学生の学習経験の質が確保されているかを判断するため、高等教育資格枠組(Framework for Higher Education Qualifications: FHEQ)、英国高等教育のための質規範 (UK Quality Code for Higher Education: クオリティ・コード)、高等教育に関連する管理規範(the relevant Code of governance)³及び消費者や学生の保護に関する規定等が基礎的要件を満たしているかを確認する。

主な質における基礎的規制要件	焦点
高等教育資格枠組(FHEQ)	・学術基準が設定されており、学生がその学術基準を満たしているかどうか。
高等教育に関連する管理規範（クオリティコード）	・学習、教育、成績評価、学習プログラムの承認及びその見直しに対するアプローチ
高等教育に関連する管理規範(the relevant Code of governance)	・当該機関が高等教育を提供するにあたり、統治機構が、効果的な管理・運営を実施していることを示す規範。
消費者や学生の保護に関する規定 (競争市場局 (CMA) が、高等教育機関が消費者保護法の下で有する責任に関するガイダンスを公表している。)	・志望者及び在籍学生に対し、進学に必要な情報、苦情を扱うプロセス等、学生保護に係る情報が公平にかつアクセスしやすいものになっていることを保証するための指針や手順。

³大学等が高等教育を提供するにあたり、当該機関の統治機構が、効果的な管理・運営を行うことを示す規範



評価チーム

原則 3 名とし、2 名となる場合もある。いずれの場合でも、必ず学生を 1 名含めなければならない。

質における基礎的要件に係る訪問調査

質における基礎的要件に係る訪問調査は、以下の 5 段階で行われる。

- | | |
|---------------|---|
| 第 1 段階 | QAA が、受審機関と訪問調査を行うにあたっての取り決めについて協議。 |
| 第 2 段階 | QAA が、訪問調査の最も適切なアプローチの検討のため、書面調査(initial provider assessment)を実施。また、当該機関に対して訪問調査についての概要説明を行う。 |
| 第 3 段階 | 評価チームが、HEFCE 提供の年次プロバイダーレビューに係るデータ及び受審機関からの提出資料(学生から提出された資料も含む)を分析。 |
| 第 4 段階 | 訪問調査の実施(原則 2 日間)。訪問調査では、評価チームが受審機関の役員、教職員及び学生等と面談を実施。TNE(国境を越える教育)が含まれる場合には、QAA は、その規模や煩雑さについて確認。その際、海外のブランチキャンパスとビデオ会議を行うなど、ヒアリングの方法については受審機関と協議し決定。訪問調査終了後、評価チームにおいて、方針や決定事項について承認。 |
| 第 5 段階 | 評価チーム及び QAA は、共同で評価結果を作成及び公表。 |

判定

評価チームは、以下の 2 つのそれぞれの観点について、評価委員が基礎的要件と照らし「信任(Confidence)」、「部分的に信任(Limited confidence)」及び「不信任(No confidence)」の 3 つの中から判定を行う。

- a. 学術基準の信頼性及び英国の他の機関で設定された基準との比較可能性。
- b. 高等教育提供機関における、学生の成果を含む学業経験の質。

なお、評価チームは、4 年後に再度実施される質における基礎的要件に係る訪問調査を経て、新規に高等教育セクターに参入する機関が、「基礎的要件を具備された」機関となるために、新たに「進展が望まれる分野」(the area for development)を抽出する。

判定結果は、HEFCE 及び DfENI が、高等教育セクターに参入を希望する機関を認証するか、あるいは、「発展段階」にある機関を「基礎的要件を具備された」機関に移行させるか



決定する際に用いられる。

報告書

質における基礎的要件に係る訪問調査の結果は専門家である評価チームにより決定され、QAAにより、報告書にまとめられる。報告書は、通常10ページ以下とし、「見解」、「判定」、「進展が望まれる分野」及び「改善事項」で構成される。

行動計画及びフォローアップ活動

全ての受審機関は、その結果に関わらず、その「進展が望まれる分野」及び「改善事項」に関して、行動計画を作成しなければならない。

QAAは、新規参入機関や「部分的に信任」あるいは「不信任」という判定を得た機関が、行動計画を遂行できるよう支援するほか、進捗について確認する。

出典：

- 英国高等教育質保証機構(2016) *Quality Review Visit Handbook*
- 大学評価・学位授与機構(2015) *諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要(英国)(第2版)*

2-4. 国境を越えた教育(TNE)に係る質保証

TNEに係る質保証に関しては、新たな質保証制度導入後も引き続き、HEFCE等の財政支援カウンスルより委託を受け、QAAが実施することとなった。TNEに係る質保証においては、QAAはあらかじめ英国の高等教育機関がTNEを提供している国の中から対象国を選定し、評価に当たっては、当該国でTNEプログラムを提供している英国高等教育機関または対象国において実際にTNEプログラムを提供している提供校に対して、評価を実施する。

目的

QAAは、TNEに係る質保証を実施する目的として以下の4点を挙げている。

- 英国高等教育機関が提供しているTNEが基準を満たし、かつその質が担保されていることを、専門家の知見を通して高等教育財政カウンスルに報告。
- TNEの受講者のニーズを満たすとともに、その学習経験の向上。
- 英国高等教育の国際的な名声を確保するとともに、そのさらなる向上。
- 現地の規制当局と協力することにより、英国高等教育機関の質保証に係る負担の最小化。

TNEの評価体制

評価チームは評価者2名から構成され、QAAの国際評価担当官がそれを監督する。なお、評価者のうち1名は学生であることが望ましいとされている。



QAA の国際評価担当官は、評価活動の総括を行うほか、訪問国の質保証機関の担当者および規制当局の連絡調整、TNE 提供機関の選定、事例研究における訪問調査の実施等を行う。

評価プロセス

TNE に係る質保証は、高等教育機関より提出のあった根拠資料等を基に行う書面調査と、質保証に係る訪問調査及び事例研究のための訪問調査⁴の 2 段階で構成されている。

詳細な評価プロセスについては、以下のとおりである。

1. QAA は、向こう 3 年間の TNE 評価の対象国及び、その実施に係るタイムラインを記した「TNE レビューに係る 3 カ年計画」を作成し、各財政支援カウンスル等の同意を得る。
2. QAA は、対象国を選定した後、QAA は、対象機関の選定を行い TNE 評価の実施計画を通知する。その際、当該プログラムの内容や履修者数等についてアンケート調査を実施する。（評価対象プログラム数が多い場合は、サンプリング調査を実施する。）
3. また、TNE の質保証に係る訪問調査の対象となった機関には、TNE に対する内部質保証の実施状況を示す根拠資料を求め、また事例研究に係る訪問調査の対象校に対しては、特定のテーマに係る事例研究に関して、必要な情報の提出を求める。
4. 対象機関から提出のあった根拠資料について、評価チーム及び QAA の国際評価担当官が書面調査を行う。QAA は必要に応じて追加資料を求める。また、英国内の対象機関に対して訪問調査を実施するか、海外の TNE 提供校に対して訪問調査を実施するか、あるいは、テレビ会議で済みますのかを決定する。
5. 訪問等の日程を確定し、評価チームからの主要な質問事項とともに、対象機関に通知する。
6. TNE の質保証に係る訪問調査あるいは事例研究に係る訪問調査を実施する。質保証に係る訪問調査は、国内・国外いずれであっても、1 日（終日）かけて行う。一方、事例研究に係る訪問調査については、半日程度となる。両訪問調査では、上級管理職、教職員、事務職員及び卒業生を含む学生との面談が実施される。
7. QAA は報告書の作成及び公表を行う。
8. TNE に係る評価の結果のフォローアップを実施する。

報告書

TNE レビューに係る報告書は以下の 3 つがある。

- **各高等教育機関に係る訪問調査報告書**
各高等教育機関について、クオリティ・コード B10「提供校による高等教育の提供」の期待事項に照らし、提言が与えられるほか、当該機関の優良事例の特定が行われる。
- **事例研究に係る報告書**
TNE に関して、高等教育セクター全体に利益を与えるような特定のテーマに係る教訓や

⁴ TNE 提供における特定の観点に焦点を充て、高等教育セクター全体に共有することを目的に課題や優良事例等の特定を目的としたもの。



優良事例に焦点を当て報告される。

- **対象国に係る概要報告書**

レビュー対象国における TNE の展望及び現地の規制の概説が行われる。

フォローアップ

TNE に係る評価の結果は、例えばイングランドの場合、HEFCE が実施する受審機関の年次プロバイダーレビュー等に利用される。仮に TNE の質に深刻な懸念が認められる場合には、HEFCE あるいは QAA による調査の対象となる可能性がある。

また、評価結果は公表するだけでなく、高等教育セクター全体にその成果等を普及させるため、ワークショップ等を開催する。

出典：

- 英国高等教育質保証機構(2016) *Transnational Education Review Handbook*



II. 教育卓越性評価枠組(TEF)について

1. TEF の導入

教育卓越性枠組(TEF)は、ビジネス・イノベーション技能省(Department for Business, Innovation & Skills: BIS)(当時)が2016年5月16日に公表した政策文書(ホワイトペーパー)「Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice」の中で、その具体的な制度案が提示され、2016年より段階的に導入されている。

2. TEF の概要

TEFは、質の高い教育を行っている機関の情報を学生に提供して競争市場を形成することにより、評価結果が良い機関には、授業料や教育ローンの上限を物価上昇率に応じて増額できるというインセンティブを提供するものである。

2017年はTEFの導入2年目にあたる。この導入2年目には、全英の大学、カレッジ、代替プロバイダー等計299校がTEFへ申請した。

※ 以下のTEFの概要は、TEF導入2年目時点の内容を紹介する。

目的

HEFCEは、TEFを実施する目的として以下の4点を挙げている。

- 学生の進路選択に資するため、何をどこで学べるかについてより良い情報を提供する。
- 教育に対する評価を高める。
- 卓越した教育(excellent teaching)を認定し評価する。
- 雇用者、産業界等のニーズに応える。

TEFの申請要件

TEF受審は任意となっているが、申請の要件として、以下4つが提示されている。

<学生支援の提示>

提供する高等教育機関が、政府より学生への財政支援の受給資格を獲得・維持するための特別コースに指定されていること。

<適切な指標>

TEFの評価では、例えば、当該受審機関においてフルタイム学生あるいはパートタイム学生がそれぞれ何名在籍しているか、どのような形態の高等教育が提供されているか等の指標が用いられ、これらの指標に係る3年分のデータが必要となる。

仮に、指標に係るデータが1~2年分しかない場合はTEFの有効期間もその年数に応じて減じられる。

また、適切な指標に係るデータを有さない高等教育機関は、条件付きTEFの称号(Provisional TEF award)が付与されることになる。(有効期限1年)



＜高等教育進学拡大等に係る声明＞

高等教育進学を拡大するという政府の政策を踏まえ、TEF 受審を希望する全ての高等教育機関は、締結済のアクセス協定⁵(ウェールズ、北アイルランド及びスコットランドはそれと同等のもの)、あるいはイングランドの高等教育機関においては、高等教育進学拡大あるいは進学に関してあらゆる境遇の学生に対し公平な取組みをすることに関する声明書のいずれかを公表していること。

＜質に係る評価結果＞

TEF の称号を付与されるためには、高等教育機関はその地域(イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド)の質保証制度における高等教育機関としての要件を満たす必要がある。

イングランド及び北アイルランドに位置する受審機関⁶には、新たな質保証制度における年次プロバイダー評価(Annual Provider Review: APR)の評価結果において「要件をみたしている」、「条件付きで要件を満たしている」及び「保留」の判定であることにより、TEF の質要件を満たしているとする。質に懸念があるとされた機関は、TEF の称号を失う。

評価の実施主体

HEFCE が教育省(Department for Education: DfE)より委託を受け、QAA と共に実施する。DfE は、TEF の枠組みや TEF 付与に係る学費及び教育ローンの値上げ額を決定する。

TEF 実施日程

TEF の導入からの年月	高等教育機関への判定結果の公表時期	判定結果の学生への公表時期	その年に受験をした学生の入学時期	学費等の値上げが反映される時期
1 年目	2016	2016 秋	2017 秋	2017 秋
2 年目	2017	2017 秋	2018 秋	2018 秋
3 年目	2018	2018 秋	2019 秋	2019 秋
4 年目	2019	2019 秋	2020 秋	2020 秋

手数料

TEF 受審のための手数料は発生しない。

⁵ 英国では、2006 年度の多様な授業料制度の導入を踏まえ、教育機関が基準額を超えて授業料を設定しようとする場合は、高等教育機会均等局(Office for Fair Access: OFFA)の局長との間でアクセス協定を締結する必要がある。

⁶ ウェールズに位置する受審機関で、2016 年期中にまだ新たな質保証制度に移行していない場合は、最も直近の QAA のレビューを TEF の質要件として用いる。スコットランドに位置する受審機関については、最も直近の QAA のレビューを TEF の質要件として用いる。



評価対象

イングランドにおいては TEF は高等教育資格枠組におけるレベル 4、5 あるいは 6 の学部レベル（見習い学位制度含む）が対象となり、フルタイム学生及びパートタイム学生に対する教育、遠隔教育、職業訓練及びブレンド教育などあらゆる高等教育形態が TEF の対象に含まれる。なお、少なくとも TEF 導入 4 年目までは、大学院教育は対象とならないほか、TNE は、TEF 導入 2 年目ではその対象とはならない。

また、フランチャイズによる高等教育提供の場合、TEF の対象となるのは学位を授与する機関ではなく、実際に高等教育を提供する提携校となる。

評価枠組

TEF の評価は、「教育の質」、「学習環境」及び「学生の成果及び学習の効果」の 3 つの観点から教育の卓越性を判断する。判定は、3 つの観点に係るコア指標 (core metrics) とコア指標の内訳となるスプリット指標 (split metrics) 及び追加資料に基づき、教育・学習分野の専門家のほか、学生代表、雇用者の代表等の評価者によって行われる。

<TEF 評価枠組>

質の観点 教育及び学習の質の領域	教育の質	学習環境	学生の成果及び学習の効果
基準	教育の質に係る基準	学習環境に係る基準	学生の成果及び学習の効果に係る基準
根拠	コア指標		
	<ul style="list-style-type: none"> 学生が受講したコースの教育内容(全国学生調査) 成績及び評価とそのフィードバック(全国学生調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・研究における支援(全国学生調査) 退学率(HESA⁷のデータ) 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用／継続学習(就職状況調査) 高技能職への雇用／継続学習(就職状況調査)
	スプリット指標		
	追加資料(高等教育機関より提出)		
所見	優れた点を含め、評定の理由説明		
全体の成果 TEF の格付け	格付けの付与		

評価基準

評価基準は以下のとおり。基準については、卓越性の多様性を認め、イノベーションに

⁷ 高等教育統計機構(Higher Education Statistics Agency: HESA)



のみ焦点があてられることを避けるものとなっている。

質の観点 教育及び学習の質の領域	参照	基準
教育の質	学生参画 (教育の質 1)	教育が、効果的な刺激、課題、あるいは、学生が積極的に学習に取り組むことができる接触時間を提供しているか。
	教育への意味付け (教育の質 2)	機関の固有文化が、卓越した教育を、生み出しやすく、認識しやすく、かつ奨励しやすいものになっているか。
	厳格性及び育成 (教育の質 3)	コース設計、開発、基準及び評価が、学生のポテンシャルを反映させるべく、彼らの独立性、知識、理解及び技能を伸ばすものになっているか。
	フィードバック (教育の質 4)	学生の成長、進級及び達成を支援する際に、成績やフィードバックが効果的に用いられているか。
学習環境	資源 (学習環境 1)	学生の学習、自学自習の推進及び研究能力の発展を支援する際に、物理的資源及びデジタル資源は効果的に用いられているか。
	奨学金、研究及び専門性の実践 (学習環境 2)	奨学金、研究または専門性の実践等において、学習環境が、学生の申し出により改善されているか
	学生各個人に合った学習 (学習環境 3)	学修継続率 ⁸ 及び進級率を最大化するために、学生の学習経験が各個人に沿った形でオーダーメイドされているか。
学生の成果及び学習の効果	就職及び継続教育 (学生の成果及び学習の効果 1)	学生が教育的及び専門的目標を達成し、とりわけ、継続教育あるいは高度な技能を要する職業に就くことができたか。
	雇用可能性及び応用可能な技能 (学生の成果及び学習の効果 2)	学生は、知識、技能及び企業にとっても有用と考えられ、かつ自らの人生及び職業人生を向上させる特質を習得しているか。
	あらゆる者に対する明確な成果 (学生の成果及び学習の効果 3)	あらゆる背景の学生（とりわけ、高等教育の進学に対して不利であったり、明確な成果がを上げることが困難な学生）が、明確な成果を成し遂げているか。

⁸ 学生が、進級の有無に関わらず次年度も引き続き在籍している割合



受審機関に関わるデータ

TEF における評価者は、受審機関に関わるデータ (Contextual data) を受領する。このデータは、評価者が、当該機関の現況や体制（規模、立地及び学生数等）を理解するためのものであり、コア指標及びスプリット指標の分析にも同様に役立てられるほか、受審機関が実施する特定の取組みを考慮する上でも参照される。

受審機関からの提出物

受審機関は、コア資料及びスプリット指標に係る取組みに関連し、評価者が審査の際に用いる教育卓越性の根拠資料を提出する。提出物は、それぞれ 15 ページ以内とする。

受審機関からの提出物は、コア指標及びスプリット指標の補足あるいは論拠、背景となるデータの補足、またスプリット指標に基づき、特定の学生集団のパフォーマンスに焦点を充てる目的で用いられる。

評価結果

評価結果は、金、銀、銅のいずれかの格付けとその理由を簡潔に説明する記述で構成される。TEF 導入 2 年目に付与された TEF の称号は、原則として 3 年間有効である。（ただし受審機関が評価に必要な 3 年間の指標を有していない場合は、この限りではない）。

なお、受審機関の約 30% が金、約 50% が銀、約 20% が銅の割合を目安として判定が行われる。

また、TEF の結果については、HEFCE の高等教育登録簿 (the Register of HE Providers) 等のウェブページに掲載される。

TEF における格付けの定義 (TEF Descriptors)

TEF における格付けの定義とは、TEF の基準に照らし金・銀・銅のそれぞれの格付けが付与されるのにふさわしい高等教育機関の特徴を示している。評価者はこの定義を参照して格付けの決定あるいは調整を実施する。金・銀・銅の格付けが付与される高等教育機関の特徴はそれぞれ以下のように示されている。

金	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、極めて優れた成果等を常に上げている高等教育機関。
銀	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、優れた成果等を上げている高等教育機関。
銅	多くの学生は良い成果を上げているものの、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、1 つないし 2 つの領域で著しく他機関と比較して下回っている成果を有する高等教育機関。



TEF における評価者及び委員

評価は、英国の全域(イングランド、北アイルランド、ウェールズ、スコットランド)から任命された TEF における評価者及び委員が行う。

TEF における評価者は、アカデミアまたは学生より構成されており、受審機関からの提出物を評価し、暫定の格付けを付与を行う。

TEF における委員は、TEF の格付け付与における意思決定機関であり、アカデミア、学生及び雇用者等で構成されている。TEF における委員は、評価者としても働くほか、TEF における評価者が決定した格付けに係る暫定結果を調整し最終的な評価を行う。

評価プロセス

評価プロセスは、以下のとおり、3つのステップに分かれる。

ステップ1 (個別評価)

- TEF における評価者及び委員が、受審機関からの申請書類等について審査を行う。
- 各申請書類審査の際には、最低2人のアカデミア及び1人の学生が対応するように割り当てられる。

ステップ2(暫定の格付けの決定)

- TEF における評価者及び委員は、会議を開催し、ステップ1の個別評価の結果をもとに暫定の格付けを決定する。

ステップ3 (最終判定)

- 格付けの最終結果を決定するために TEF の全委員が集う会合が開催される。ボーダー上にあるケースや評価者が判定が困難であると判断したもの等についてこの全体会合で判断される。

異議申立て

受審機関は、TEF の申請書類の検討事項に重大な手続上の瑕疵がある場合、TEF の判定に関して異議申立てをすることができる。ただし、受審機関は、評価者の学術的判断または TEF の実施原則に異議を唱えるような異議申立てはできない。

3. TEF 及び新たな質保証制度の関係性

TEF 及び新たな質保証制度は、連動しているものの、異なる役割を担う。TEF は、高等教育機関が学生に良質な経験を提供し、より良い学習成果を上げられるようにすることを目的としている。一方で質保証制度は、学位の品位を保つことにより、英国の学位の価値及び評判を守ることを目的としている。ゆえに、TEF における評価者は、質に係る基礎的要件



や基準に関して、TEF の審査プロセスの中では評価を行わない。

なお、新たな質保証制度における年次プロバイダーレビューの際に収集されたデータは、TEF の審査においても用いられる。

出典：

- ビジネス・イノベーション技能省 (2016) *Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice*
- イングランド高等教育財政カウンスル(2016) *Teaching Excellence Framework Year two additional guidance*

[別表1]

APR ダッシュボード

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
データに基づく指標 (機関に関すること)	学生募集の傾向 (実数及び予測)	2015-2016期と2016-2017期では、学生募集の実数及び割合にどのような変化があったか。	以下の値の変化 <ul style="list-style-type: none"> 国内及びEU圏内から学部入学者数 EU圏外からの入学者数 国内及びEU圏内からの大学院入学者数 EU圏外からの大学院入学者数 	HEFCE が実施する高等教育学生早期統計調査 ¹ 及び継続教育学生調査 ² における人口 当該機関に基づく	高等教育学生早期統計調査及び継続教育学生調査のデータ
	この観点は長年、HEFCE の保証業務に用いられてきたほか、2014-2015以降学生定員管理撤廃の観点から質モニタリングの対象となったものである。	2015-2016期2016-2017期の全学生数の実数及び割合にどのような変化があったか。	以下の値の変化 <ul style="list-style-type: none"> 国内及びEU圏内からの学生数 EU圏外からの学生数 国内及びEU圏内からの大学院学生数 EU圏外からの大学院学生数 		
データに基づく指標 (機関に関すること)	他機関との連携協定 (Sub-contractual arrangements)	2016-2017期において、年次プロバイダーレビュー受審機関に代わり、連携先の機関により学生に授業が提供されたか。	<ul style="list-style-type: none"> 連携先の機関により教育を受けた学部生の合計数 連携先の機関により教育を受けた大学院生の合計数 	HEFCE が実施する高等教育学生早期統計調査及び継続教育学生調査における人口 当該機関に基づく	高等教育学生早期統計調査及び継続教育学生調査のデータ

¹ Higher education students early statistics survey

² Higher education in further education student survey

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
	この観点は長年、HEFCE の保証業務に用いられてきたほか、2015-2016 以来学生定員管理撤廃の観点から質モニタリングの対象となったものである。	2016-2017 期において年次プロバイダーレビュー受審機関が連携先の機関の学生の教育を行ったか。	<ul style="list-style-type: none"> 連携先の機関に代わり、受審機関による学部の教育を受けた学生の合計数 連携先の機関に代わり、受審機関による教育を受けた大学院生の合計数 		
データに基づく指標 (学生に関すること)	学生満足度調査(NSS)(学生満足度) この観点は、NSS の開始以来、HEFCE の保証業務の一環として用いられてきたほか、2015-2016 期以降、学生定員管理撤廃の観点から、学生の満足度の変遷を監視する目的で用いられている	NSS の問 22 (全体の満足度) ³ に対する賛同の平均値 どれくらいの数の学生が問 22 に賛同したか計算される。学生の賛同の割合は、全学生の平均値である。	TEF のコア及びスプリット指標の値と同様のもので当該機関においてフルタイムまたはパートタイムの学生で別々に算出される。	全英、EU 圏の他国及び非 EU 圏の留学生は、高等教育レベル 4~6 のプログラムに登録される。コースの最終学年に達しなかった学生やフルタイム当量と同等あるいはそれ未満の課程は除外される。 当該機関に基づく	NSS の調査結果に係る HEFCE の年次刊行物
データに基づく指標 (学生に関すること)	学生の退学率 この観点は長年、HEFCE の保証業務に用いられてきたほか、2014-2015 以来学生定員管理撤廃の観点から質モニタリングの対象となったものである。	同じ高等教育機関で学習を続けている学部生または別の機関で同様の高等教育レベルの学習をしている学生の割合。この指標は、高等教育機関に入学した年から学生を追跡調査する。(フルタイムの場合は1年間、パートタイムの場合は2年間)	TEF のコア指標及び年ごとのスプリット指標の値であり、フルタイムまたはパートタイムの学生で別々に算出される。	全ての英国在住の高等教育卒業生は、関連する HESA あるいは ILR が有するデータベースに含まれ、完全なレベル 4~6 の高等教育プログラムが登録されてきた。EU および非 EU 圏の留学生、及び学習進度が 30%未満あるいはレベル 4 またはレベル 5 のパートタイム学生はこの値から除外される。 当該機関に基づく	TEF の指標

³ 問 22 の質問内容は、"Overall, I am satisfied with the quality of the course." (「全体として、私はこのコースの質に満足している」) という問に対し、「明確に賛同」、「概ね賛同」、「どちらともいえない」、「概ね不賛同」、「明確に不賛同」、「該当なし」の 6 段階から選択するようになっている。

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
データに基づく指標 (学生に関すること)	学部卒業生の進路あるいは継続教育の成果 この観点は長年、HEFCE の保証業務に用いられてきた他、2014-2015 以来学生定員管理撤廃の観点から質モニタリングの対象となったものである。	高等教育機関卒業生進路調査に記載のある卒業生が、卒業後、就職したのかあるいは学業を継続しているのか（あるいはその両方）。なお、高等教育機関卒業生進路調査では高等教育卒業後6か月以内に就職したか、学業を継続しているか、あるいは職探しをしているかの割合を示している。	卒業後、就職した学生あるいは学業を継続している学生に関する TEF のコア及びスプリット指標であり、フルタイムまたはパートタイムの学生で別々に算出される。	全ての英国在住の高等教育卒業生は、関連する HESA あるいは ILR が有するデータベースに含まれ、完全なレベル 4~6 の高等教育資格が与えられてきた。EU および非 EU 圏の留学生、及び高等教育資格を取得していない学生はこの値から除外される。 当該機関に基づく	TEF の指標
データに基づく指標 (学生に関すること)	(利用可能な補足情報として) 異なる学生の学位の成果 (この観点は年次プロバイダーレビュー導入時に追加された新しい値である。)	第一等または第二等の学位を授与された異なる価値観を持つマイノリティーの卒業生の割合。	2012 年~2013 年、2013 年~14 年および 2014 年~15 年の HE の卒業生に関連して作成された指標で、フルタイムおよび（利用可能な場合）パートタイムの第 1 等学位の学生について分かるもの。	全ての英国在住の高等教育卒業生は、関連する HESA あるいは ILR が有するデータベースに含まれ、完全あるいは分類されたレベル 6 の資格が与えられてきた。EU および非 EU 圏の留学生、及び高等教育資格あるいは分類学位を取得していない学生はこの値から除外される。 当該機関に基づく	HESA ⁴ あるいは ILR ⁵ の学生記録の HEFCE による分析

⁴ 高等教育統計機構(Higher Education Statistics Agency: HESA)

⁵ Individual learner record: ILR

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
データに基づく指標（学生に関すること）	<p>（利用可能な補足情報として） 大学院生の修了及び退学率</p> <p>〔この観点は年次プロバイダーレビュー導入時に追加された新しい指標である。〕</p>	<p>同じ高等教育機関に継続して学習を続けている、あるいは資格を得た、または別の機関において同様の大学院レベルの学習を行っている卒業生の割合、および学位を取得しないまま大学院の研究を休学したものの割合。この値は、高等教育機関に入学してから2年間学生を追跡する。</p>	<p>2010-11 年 期、2011-12 年 期、2012-13 年 期の大学院入学者に関連して作成され指標で、フルタイムまたはパートタイムの大学院生で別々に分かるもの。</p>	<p>英国、EU 圏の他国及び非 EU 圏に居住する大学院博士課程入学者は、関連する HESA あるいは ILR が有するデータベースに含まれ、適切な高等教育のレベル7の資格に登録される。</p> <p>当該機関に基づく</p>	<p>HESA 及び ILR の学生記録の HEFCE による分析</p>
データに基づく指標（学生）	<p>（利用可能な補足情報として） 大学院卒業生の進路あるいは継続教育の成果</p> <p>〔この観点は年次プロバイダーレビュー導入時に追加された新しい指標である。〕</p>	<p>高等教育機関卒業生進路調査に記載のある大学院生卒業生が、卒業後、就職したのかあるいは学業を継続しているのか（あるいはその両方）。なお、高等教育機関卒業生進路調査では高等教育卒業後6か月以内に就職したか、学業を継続しているか、あるいは職探しをしているかの割合を示している。</p>	<p>2012 年～2013 年、2013 年～14 年および 2014 年～15 年の大学院を卒業生に関連して作成された発展的な指標で、フルタイムまたはパートタイムの大学院生で別々に分かるもの。</p>	<p>全ての英国在住の博士課程卒業生は、関連する HESA あるいは ILR が有するデータベースに含まれ、完全なレベル7の資格を与えられてきた。EU および非 EU 圏の留学生、及び博士号を取得していない学生はこの値から除外される。</p> <p>当該機関に基づく</p>	<p>HESA 及び ILR の学生記録の HEFCE による分析</p>
データに基づく値（機関に関すること）	<p>高等教育における財政の持続可能性 （実数及び予測）</p> <p>〔これらの観点は、HEFCE の保証業務の中で、保証及び説明責任に係る覚書（MAA）に定められているように、長年にわたり使用されてきた。〕</p>	<p>総収入に占める剰余金（または赤字）。活動に係る総収入に占めるキャッシュ・フロー。純流動性日数。総資産/総負債の比率。</p>	<p>2015 年および 2016 年に報告された財務実績から得られる情報：2014-15 年 期から 2015-16 年 期までの実績、2016-17 年 期から 2018-19 年 期の予測結果。</p>	<p>当該機関に基づく</p>	<p>HESA 財政記録</p>

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
	継続教育カレッジにおける財政の持続可能性 これらの観点は、HEFCE の保証業務の中で、保証と説明責任の覚書（MAA）に定められているように、長年にわたり使用されてきた。	SFA ⁶ の財政健全性等級	SFA に提出されたカレッジ財政報告及び財政計画から引き出される。 学年度2014-15 年期から 2015-16 年期的実績	当該機関に基づく	SFA
データに基づく値 （機関に関すること）	不動産管理統計 これらの観点は、HEFCE の資本投資枠組（CIF）に係る保証業務の中で、長年にわたり使用されてきた。	総収入の割合における条件 C 及び D の建物をアップグレードするためのコスト。 良好な機能的適合性（グレード 1 および 2）を有する空間の割合（総内部面積の％）。 機能的適合性グレード 1 および 2 は、以下のように定義される： > グレード 1 卓越 - 部屋/建物が、現在の機能を完全にサポートする。その空間で行われる機能に悪影響はない。 > グレード 2 良好 - 部屋（単数または複数）/ 建物は、現在または現在の機能に対して、あらゆる面で優れた環境を提供している。特定の領域に不足があるかもしれないが、これらは現在の機能にわずかな影響しか与えない。	2012-13 年期、2013-14 年期および 2014-15 年期の不動産管理情報から情報を得る。	当該機関に基づく	HESA 不動産管理記録

⁶技能助成局(Skills Funding Agency: SFA)

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
質保証に関する情報	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 統治機構の代理として会計責任者が署名した保証に係る声明： 財務の持続可能性、管理及びガバナンス データ品質 コスト・パフォーマンス 品質と標準（完全または部分的な保証） <p>最近の HEFCE 保証レビューに係る訪問で求められた行動計画。</p> <p>現在および最近のデータ品質に関する懸念。</p> <p>企業形態の変更、所有権、合併等を含む通知された重要な出来事。</p> <p>いかなる場合でも構わないが、以前に必要とされた行動計画に基づく活動。</p>	適用されない。	当該機関に基づく	<p>HEFCE による年次説明責任報告書</p> <p>HEFCE のデータに係る質保証業務</p>
質保証関連の情報	懸念及び異議	<p>不適合品質スキームまたは QAA の懸念枠組の下での現在および最近の調査。</p> <p>以前の HEFCE の品質に係る不適合政策の下での取組。</p> <p>FECs：現在及び最近の SFA の懸念事項。</p>	適応されない。	当該機関に基づく	<p>HEFCE</p> <p>QAA</p> <p>SFA</p>

種類	区分	測定の基準あるいは指標	測定に必要なデータ	対象範囲	データの提供元
当該機関の最近のカテゴリ	現在の HEFCE によるリスク状況及び現在の関与レベル	次のいずれか： <ul style="list-style-type: none"> • より高いリスク • 改善点を有するものの高いリスクではない • 高リスクではない 次のいずれか： <ul style="list-style-type: none"> • 戦略をサポート • 対話の実施 • 通常のコンタクト 	適応されない。	当該機関に基づく	HEFCE
当該機関の最近のカテゴリ	実施中の質保証モデルにおける現在のステータス	次のいずれか： <ul style="list-style-type: none"> • 発展段階にある機関 • 基礎的要件が具備された機関 次のいずれかの結果として必要とされる行動計画。 <ul style="list-style-type: none"> • 質における基礎的要件に係る訪問調査 • 前年度の年次プロバイダーレビュー 	適応されない。	当該機関に基づく	HEFCE

出典：

- イングランド高等教育財政カウンスル(2016) *Annual provider Review*